内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合		
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
		内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき

一	使用する内部格付手法の種類
二	内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
三	当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲
四	前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類

一	使用する内部格付手法の種類
二	内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
三	当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲
四	前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類
五	内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲

四　信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五　派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六　証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ　自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ニ　契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ　証券化取引に関する会計方針

ヘ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ト　内部評価方式を使用している場合には、その概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

六　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ　想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ　内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明

ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

七　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1)　当該手法の概要

(2)　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

八　銀行勘定における銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九　銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

十　貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明